

鳥栖地区広域市町村圏組合における福利厚生事業の状況について

地方公共団体が実施する福利厚生事業については、国の指針により「住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適性に事業を実施する」とともに、その福利厚生の実施状況については、公表することとされております。これにより、平成30年度の福利厚生事業の内容について公開します。

\*福利厚生事業の対象となる職員（会員） 鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町からの派遣職員 28名

【収入】

項目	予算額	決算額	適用
会員掛金	408,000円	420,400円	職員28名の掛金（給料月額1,000分の4）
組合負担金	401,000円	121,200円	厚生事業費、給付事業費（下記【支出】）の1/2
繰越金	235,650円	235,650円	収入支出差引額
雑収入	1円	0円	
合計	1,044,651円	777,250円	

【支出】 \*30年度の個人給付事業の実施状況（総額 242,400円）

個人給付事業	件数	支給額	個人給付事業	件数	支給額
①医療見舞金	0	0円	⑥死亡弔慰金	0	0円
②結婚祝金	0	0円	⑦研修助成	4	60,000円
③出産見舞金	1	15,000円	⑧職場旅行助成	28	84,000円
④障害見舞金	0	0円	⑨人間ドッグ助成	6	83,400円
⑤災害見舞金	0	0円	⑩健康教室開催費	0	0円

鳥栖地区広域市町村圏組合職員互助会規程、基準に定める額。○研修助成・・・会員1人に対して、15,000円を上限とする。○職場旅行助成・・・会員1人に対して、3,000円を上限とする。○人間ドッグ助成・・・会員1人に対して、15,000円を上限とする。○健康教室開催費助成・・・職場内における健康教室開催費に対して助成。